

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
銚子市	農業者人材育成確保支援事業 ・新規就農者激励会	新規就農者	新規就農者が市役所、JA、県農業事務所と関係機関を訪問し、激励及びアドバイスを受ける。	-	-	農産課 0479-24-8939	9
匝瑳市	匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金	市内に住所を有する40歳以下の新規就農者で千葉県海匠農業事務所が開催する農業経営体育成セミナーの受講者又は千葉県指導農業者によるおおむね6ヶ月以上の技術研修を受けるものであり、かつ、市税及び国民健康保険税に未納のない者	農業後継者の確保と新規就農者の営農意欲を助長するため、1年度当たり20万円を助成する	-	-	産業振興課 0479-73-0089	4
旭市	羽ばたくルーキー農業者激励事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①当該年度に新規就農者または翌年度に新規就農予定の者。 ②旭市に住所を置く者。 ③年齢が50歳未満の者。	新規就農者が就農後の支援を受けやすくすることを目的として、関係機関(市役所、JA、県農業事務所)との交流の機会を設ける。	-	-	農水産課 0479-74-3678	9
	旭市農林水産業後継者育成事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①市内で農林水産業に従事している者。 ②申請日において市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき記録されている者。 ③申請日において50歳未満の者。 ④世帯員全員の市税に未納がない者。	旭市の農林水産業の次世代を担うリーダー及び後継者を育成するための講演会などの開催や研修参加に対し、補助金を交付する事業 【講演会等開催事業】 補助率:対象経費の1/2以内 ※補助限度額 100,000円 【研修参加支援事業】 補助率:対象経費の1/2以内 ※補助限度額 250,000円	-	-		3
	旭市新規就農者支援事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①本市の住民基本台帳に登録され、かつ、市内で農業を営む者。(これらから営もうとする者を含む。) ②50歳未満の者。 ③認定新規就農者。 ④本人または配偶者の1親等以内の親族が本市で農業経営をおこなっていない者。 ⑤同一事業につき、同一世帯において補助を受けていない者。 ⑥世帯全員の市税に未納がない者。	新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、旭市内で就農する意志を持った青年等に対し、補助金を交付する事業。 【農業用機械・施設等導入支援】 補助率:対象経費の1/2以内 ※補助限度額 500,000円 【農地賃借料支援】 補助率:農地10aあたり20,000円以内 ※補助限度額 200,000円	-	-		4.7